

住 所:福山市西桜町1丁目12-24

建物名称:ホテルプリンス (法人名 有限会社 ニュー箱根)

用途:ホテル(令別表第一(5)項イ)

建築:S43年2月(鉄筋コンクリート造の部分の建築) 木造部分については昭和35年

構造・階数:鉄筋コンクリート造(RC造)4階建て及び木造2階建

延べ面積:1,361㎡ 建築面積:513㎡

1階:駐車場、2階:客室、3階:客室、4階:機械室



位置図

発生日時等

発生時刻:平成24年 5月13日(日) 調査中
覚知時刻: // 6時58分
鎮圧時刻: // 8時57分
鎮火時刻: // 10時10分

気象条件

風向 北東
風速 風速1.2m/s以上 気温15.1度 湿度50%

火災の状況

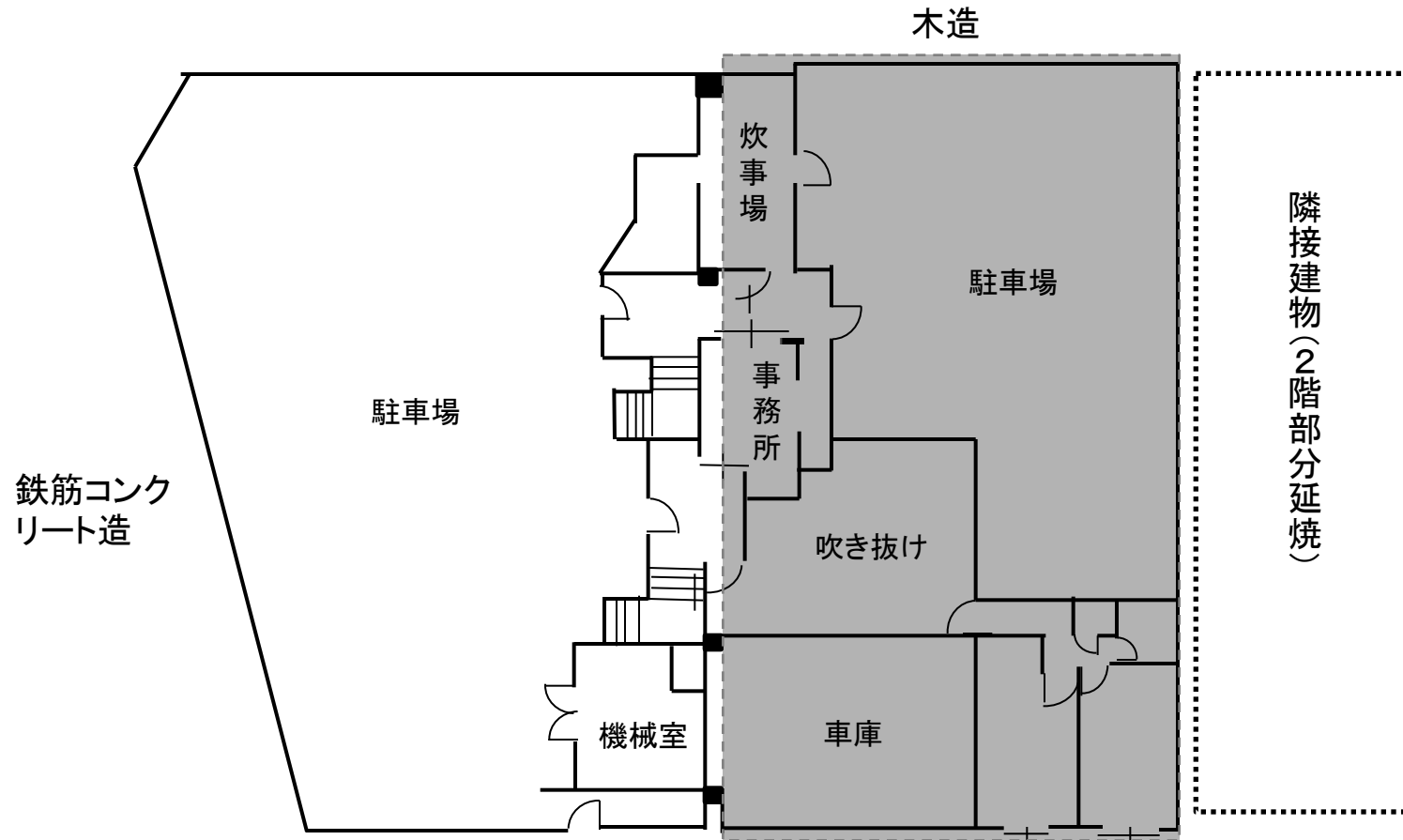
焼損程度:全焼(焼損床面積は調査中)
(延焼建物:半焼1棟(東隣店舗併用住宅)、焼損床面積約76m²)

人的被害:死者7名(男性3、女性4) ※2階で5名、3階で2名
負傷者3名(重症:女性2、軽症:女性1)

消防活動状況:消防署 消防隊20隊、活動人員61名
消防団 消防隊7隊、活動人員83名

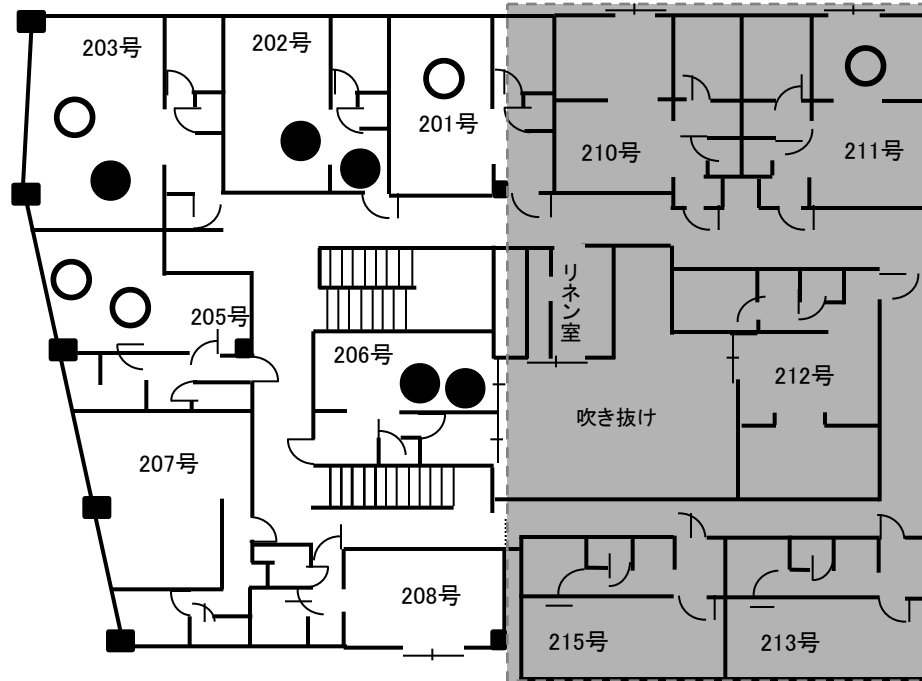
通 報 者:通行中のタクシー運転手からタクシー会社へ連絡し、当該会社から通報
出火場所及び出火原因:調査中

建物平面図



【1階平面図】

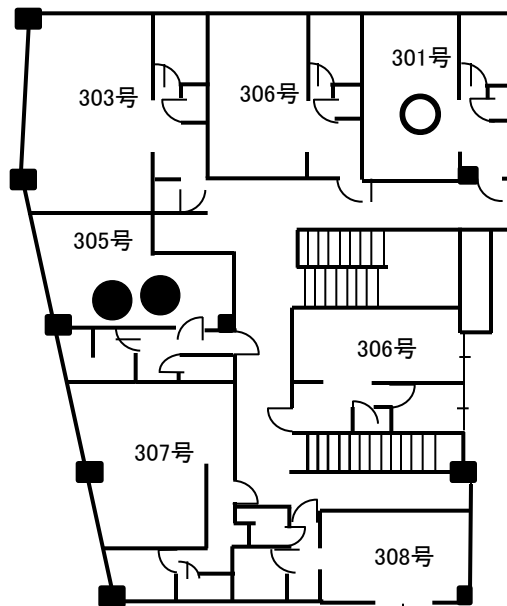
鉄筋コンク
リート造



木造

【2階平面図】

鉄筋コンク
リート造



凡例

● 死者

○ 生存者

※図は宿泊者のみを示している。

火災発生時の従業員(1名)の位置は調査中。

【3階平面図】

5月13日 8時45分

広島県から第1報を受領
消防庁予防課長を長とする災害対策室を設置

15時30分

消防庁及び消防研究センターから7名の職員を派遣
消防法第35条の3の2の規定に基づく、「消防庁長官の火災原因の調査
(特に必要があると認めた場合)」を実施

5月14日 「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について(消防予第181号)」
を通知

全国の消防本部に対して、ホテル・旅館等全般について防火安全対策
の徹底を要請

- 消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、
重点的に改善指導を図ること。
- 夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。
- 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

／等

5月16日 「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について(消防予第188号)」を通知

全国の消防本部に対して、ホテル・旅館等について建築部局と連携し緊急調査を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるよう要請

【調査対象】

次の条件を満たす防火対象物で、3階以上(地階を除く。)で収容人員30人以上のもの

(1)ホテル・旅館等の用途に供するもの

(2)昭和46年以前に新築された防火対象物

(現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているものを除く。過去、「適マーク」を交付したことのある防火対象物については適合していると判断して差し支えない。)

【回答期限】

平成24年8月15日(水)